

- \*2.5%の年金引き下げは、高齢者の生活をさらに貧しくし、景気を後退させるから  
反対！
- \*2.5%の年金引き下げで地方自治体の財政は悪化、住民の福祉を後退させるから  
反対！
- \*2.5%の年金引き下げに反対し、「行政不服審査請求」で闘おう！
- \*年金水準を引き下げ続ける「マクロ経済スライド」に絶対反対！
- \*65歳以上のすべての高齢者に、基礎年金の国庫負担分 3.3万円を支給せよ！
- \*最低保障年金制度の創設を急げ！

## とんでもない！！

**昭和34年以前に勤務をした国家公務員および昭和37年以前に勤務した地方公務員の方すべての問題です！！**

**現在受給中の共済年金（三公社・五現業も含む）が27%も削減します！！**

### 『追加費用対象期間』問題について

#### I 問題のはじまり

2012年8月に野田内閣のもとで、消費税関連2法案、子育て関係3法案、年金関係では『年金機能強化法案』、『被用者年金一元化法案』の2法案が成立、重大な『社会保障制度改革推進法案』を合わせて8法案が可決成立しました。

この中の『被用者年金一元化法』とは以下の内容です。

- ①公務員・私学教職員も厚生年金に加入、2階部分も厚生年金に統一する
- ②制度的な差異は厚生年金に合わせる
- ③共済年金保険料率を厚生年金に統一する
- ④厚生年金事業の実施で共済組合や私学事業団を活用する
- ⑤共済年金の3階部分(職域部分)を廃止し、新たな年金を別の法律で定める(2015年10月施行)
- ⑥ **追加費用削減のため恩給期間に係わる給付を27%削減する(2013年8月施行)**

## II Q & A

### Q1 『追加費用対象期間』とは何ですか、なぜ引き下げられるのですか？

対象期間とは、現在の共済年金制度が施行された年(国家公務員共済は1959〈昭和34〉年9月、地方公務員共済は1962〈昭和37〉年11月)以前の恩給またはそれに準じた年金制度が適用されていた期間をいいます。

現在の共済年金制度が施行された際、『追加費用対象期間』も共済年金に算入して決定・支給することとなったため、『追加費用対象期間』にかかわる財源については、その全額を国あるいは地方公共団体等が『追加費用』として負担しています。

今回の『改定』は、『追加費用対象期間』部分の本人負担という観点から国あるいは地方公共団体等の負担を抑制するために給付の見直しを図るということ、を口実しています。

### Q2 『引き下げ』の対象にはどのような方がなりますか？

年金額の計算の基礎となっている組合員期間に『追加費用対象期間』がある方のうち、支給されている年金額が**230万円**(基礎年金も含む!!)を超えている方です。

『追加費用対象期間』のない方、あるいは『追加費用対象期間』があっても年金額が230万円以下の方は『引き下げ』の対象ではありません。

### Q3 『引き下げ』の対象となる場合、どのくらい年金額が下がりますか？

次の3つのうち、もっとも高い額が引き下げ後の年金額になります。

- ①現在の年金額から『追加費用対象期間』に係わる部分の**27%**を控除した金額
- ②現在の年金額から、年金額の10%を控除した金額
- ③230万円

### Q4 『27%』の考え方とはどこから出てきましたか？

この数字は、『追加費用対象期間』において、事務費相当分として本人負担として恩給納金**(2.0%)**と、共済年金制度発足時における組合員の掛け金**(4.4%)**との差**(4.4-2.0=2.4%)**が、共済年金制度発足時の掛け金と負担金の合計**(4.4+4.4= 8.8%)**に占める割合から、**(8.8-6.4)÷8.8=27%**に定められました。

2.4%少ない	本人負担 (4.4%)
恩給納金(2%)	
事業主負担相当 (4.4%)	事業主負担相当 (4.4%)

恩給期間 ← → 共済期間

Q 5 具体的な計算例とはどのようになりますか？

組合員期間36年、そのうち『追加費用対象期間』が12年あり、退職共済年金200万円と老齢基礎年金70万円を受給している場合を想定します。

①『追加費用対象期間』にかかわる部分に相当する年金額

$$(200万+70万) \times 12年 / 36年 = 90万円$$

② 27%を控除した金額

$$270万円 - (90万円 \times 27\%) = 245.7万円$$

③年金額の10%を控除した金額

$$270万円 - (270万円 \times 10\%) = 243万円$$

したがって、この想定によりますと、②と③を比較した場合、②の計算式がもっとも高い金額になりますので、改定後の金額は**245.7万円(退職共済年金175.7万円 + 老齢基礎年金70万円)**となります。つまり1年間に24.3万円もの減となります。

Q 6 いつから『改定』されますか？

2013(平成25)年10月定期受給期(8月・9月分)以降の年金額から改定されます。**9月**に『年金額改定通知書』が送られてきますので、個々の金額の確認をして下さい。

Q 7 『追加費用』の金額は、全体としてどのくらいになりますか？

1994年頃がピークで、国公の場合で6000億円、今は(2012年2月現在)3000億円です。地公共済のピークは、1兆6000億円で、今は1兆円です。『追加費用』の削減分は、国公は300億円(27%分)、地公は1200億円程度になります。いずれにしましても、該当の方が減少するに当たって、急速に減っていることは事実です。

Q 8 受給者の対象人数はどのくらいになりますか？

あと30年か40年たつとほとんどゼロになりますが、現在は、国公受給者124万人のうち、追加費用対象者は21万人(16.9%)です。地公受給者総数は290万人で、追加費用対象者は72万人(24.8%)です。漸次、減っていることは間違いありません。

Q 9 平均して、減給額は年間でどのくらいになりますか？

- ①国家公務員の方は、 $300億 \div 21万 = 142,837円$  (月約12,000円)  
②地方公務員の方は $1200億 \div 72万 = 166,666円$  (月約13,800円)となります。

Q 10 三公社・五現業にいた方の年金も減るのですか？

三公社（国鉄、専売、電電公社）は実施時期が後にずれて**2015年10月（12月支払い分）**からです。五現業（郵政、造幣、印刷、国有林林野、アルコール専売）は、**2013年8月（10月支払い分）**から減額となります。

Ⅲ追加費用問題の経過とわれわれの取組み

A 2005年12月

小泉首相が『追加費用』廃止を指示

小泉首相は、中川政調会長に『厚生年金と共済年金の一元化に関連し、公務員が加入する共済年金に対し『追加費用』の名目で行っている税金投入(2004年度で約1兆7千億円)について、早期の廃止を検討するように』指示、と新聞報道(12月7日付)

B 2006年4月28日

『被用者年金制度の一元化等に関する基本方針』を閣議決定

C 第1次安倍内閣、2007年に『被用者年金一元化法案』を提出

- 1、共済年金を厚生年金に統合する
- 2、共済組合と私学事業団を事務組織として活用する
- 3、共済年金の職域部分の廃止
- 4、**旧恩給制度にかかわる受給中の年金を27%削減する**

//

安倍内閣は社会保険庁解体法案を先行し、強行採決を行った。その経過の中で、『消えた年金問題』が発覚し大騒ぎになったことから継続審議にまわされました。

Dわれわれの取組み

全日本退職者組織協議会は、『被用者年金一元化にかかわる既裁定年金削減の中止を求める請署名』を行い、2月5日現在で42,000筆を集めて反対運動を行った。

① 2007年5月23日

全日本退職者組織協議会

- ★日本国家公務員退職者の会連合会
- ★全国自治体退職者会連絡会
- ★全日本退職教職員連絡協議会
- ★全日本年金者組合

私たちの主張の要点

- 1、『追加費用』は、旧恩給制度にもとづく費用であり、一元化を理由に削減することは不当だ
- 2、受給権を本人の承諾無しに削減することは、財産権(憲法29条)の侵害であり許されない

3、恩給の削減でありながら、軍人恩給が除外されており、法の下での平等(憲法14条)に反する

4、文官恩給のみの者の削減は10%であるが、恩給部分と共済部分をもつ者の削減は恩給部分の27%であり、これまた法の下での平等に反する。

//

**\*この10%問題では、今年の7月17日に、運動部として総務省に確認して、恩給のみの方は、一切削減はないということが分かりました！！ここでも、不公平の問題が出ています。**

5、年金制度の最大・緊急の課題は年金の『空洞化』であり、『被用者年金一元化』は緊急の課題ではない。時間をかけてじっくり議論すべきだ。

6、急ぐべきは、『最低保障年金制度』を含めた制度の検討と見直しである。

② 2012年4月4日 『追加費用』に関わる既裁定年金削減の中止を求める要請書  
野田総理大臣 川端総務大臣宛

全日本退職者組織協議会

1、4月上旬の国会提出に向けて『被用者年金一元化』の検討が省庁間で進められている。その中に既裁定年金の削減も含まれていると新聞報道がある

2、『追加費用』は旧恩給制度による当然の費用だ。それを破棄することは許されない

3、対象者は、国公、地公受給者数のおよそ半数と見られる。約190万にも及ぶ対象者の老後の生活設計を大きく狂わせることは明らかだ

4、軍人恩給が除外されているのも釈然としない

記

**旧恩給制度による当然の費用である『追加費用』を維持し、既裁定年金の削減を行わないこと**

#### IV その問題点(不服申請等の理由の例)

以上のように、『追加費用対象期間』問題は、われわれとしては絶対に認めることはできません。行政に対して不服審査請求を行うことも当然ありえます。その際の、理由は以下のことが考えられます。

- ①当時の厚生年金の保険料は1.5%であり、恩給納金2%より低い金額であり、2%を『優遇』とみなすのは不当であるし、法の下での平等(憲法14条)に反する。
- ②恩給制度は共済年金制度とは基本的に異なる制度であり、『国家補償の性格を有する』ものであり、その債務者は国であり、個人に責任を嫁することはできない。
- ③『追加費用』の減額を理由とした恩給期間にかかわる確定年金の減額は、憲法29条で保障する財産権の侵害にあたるとともに、退職公務員の生活に大きな打撃を与える。
- ④恩給の削減でありながら、軍人恩給が除外されており、法の下での平等(憲法14条)に反する。
- ⑤基礎年金は、共済年金とは切り離して考えるべきであり、共済年金と合計して計算を行うことは不当である。

**不服申請は、通知を受けた日の翌日から60日以内とされており、7月下旬から12月初旬頃が不審査請求のタイムリミットになります!!**

(文責・増子啓三)

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。

電話での相談は、03-5978-2751

FAXは、03-5978-2777

E-mail/honbu@nenkinsha-u.org

相談・質問・意見をお待ちしています。

年金相談室 阿久津嘉子